

川崎市上下水道局告示第8号

収納取扱金融機関の取扱店舗変更について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定する収納方法を変更するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

令和8年2月20日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

1 収納取扱金融機関の名称等

金融機関コード	金融機関の名称	取扱店舗
0128	群馬銀行	川崎支店

2 指定する収納方法

店舗窓口における収納取扱を終了し、口座振替の方法による収納に限定する。

3 変更年月日

令和8年4月1日